

改正案	現行
<p>（債券の貸付け）</p> <p>第二条 法第十条第一項第十号の政令で定める債券は、同項第一号、第三号、第五号、第七号及び第九号に掲げる債券とする。</p> <p>2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社</p>	<p>（債券の貸付け）</p> <p>第二条 法第十条第一項第十号の政令で定める債券は、同項第一号、第三号、第五号、第七号及び第九号に掲げる債券とする。</p> <p>2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社</p>